

中野まなびい塾

～市が行っている仕事について学びませんか～
60のメニューで申し込みをお待ちしています

中野まなびい塾は、市が行っている仕事を講座のメニューとして、市民の皆さんが「知りたい、聞きたい」講座を選んでいただき、市の職員が講師となって皆さんの地域に出向き、お話しするものです。講師料は無料ですので、お気軽にご利用ください。開催要件は、市民の方で5人以上の参加者がいることです。
問い合わせ先 中野市教育委員会生涯学習課生涯学習推進係 ☎(38)3112 (内線541)
メールアドレス shogai@city.nakano.nagano.jp

番号	講座名	番号	講座名	番号	講座名
1	もしものときに備えて	21	明るい家庭づくり	41	水道事業について
2	情報公開と個人情報の保護	22	子どもの健康づくり	42	普通救命講習会
3	これはどこの課へいけばいいの?	23	ごみと資源物の正しい分け方	43	防火講話
4	広報紙の作り方	24	中野市の文化芸術活動	44	教育委員会の仕事
5	認可地縁団体について	25	スポーツで育む豊かな時間	45	学ぶための援助制度
6	中野市の行政改革	26	交通事故ゼロをめざそう	46	学校給食と子どもの健康
7	中野市の統計	27	悪質商法にあわないために	47	生涯学習って何だろう?
8	中野市総合計画	28	振り込め詐欺にあわないために	48	子どもたちに本の楽しさを
9	中野市地域情報化計画	29	差別のない明るいまちづくり	49	中野市の文化財【新規】
10	中野市の台所状況	30	男女共同参画について	50	中野市をもっと知ろう
11	市税のあらまし	31	中野市の農業の概要	51	公民館の仕事と分館活動
12	いつまでも健康でいたい	32	森林のもつ役割について	52	図書館のしごと
13	介護保険制度について	33	観光施設と観光宣伝	53	子どもと楽しむ読み聞かせ
14	高齢者のための保健福祉サービス	34	中心市街地のまちづくり	54	議会の仕組みと役割
15	はじめましょう!介護予防 守りましょう!自分の権利	35	中野市内の道路と河川	55	農地の売買・賃借はどうすればいいの
		36	中野市の公園づくり	56	農業者のための年金制度について
16	国民健康保険の仕組み	37	中野市の街路事業	57	農家の家族経営協定とは
17	障害のある方の自立支援	38	うるおいのあるまち並み景観づくり	58	選挙制度と選挙管理委員会の仕事
18	後期高齢者医療制度のしくみ	39	花のまちづくり		
19	子育て支援	40	下水道のあらまし	59	監査委員の役割
20	健全な青少年の育成			60	固定資産評価審査委員会の役割

市民の皆さんが気軽に音楽に親しんでいただくため、「中野市ときめき手づくりコンサート補助金」を交付しています。

補助金交付対象 市内に在住する市民3人以上（代表者を含む）でつくるグループが、30人以上が参加できる市内の施設で企画・運営するコンサート（公共施設・民間施設の別は問いません）
対象期間 平成23年3月31日まで
補助金の対象 演奏家への謝礼と旅費（主催者本人が出演するものでないこと）
補助金の交付額 主催者1グループ

手づくりコンサートへ 補助金を交付します



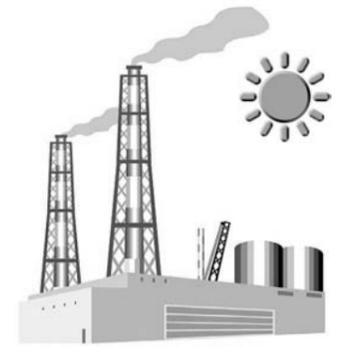
▲昨年のコンサートの様子

グループにつき5万円以内
補助金交付の申請 補助金交付申請書に、次の書類を添付してください。

- ①企画書
- ②収支予算書
- ③その他市長が必要と認める書類

※補助金交付決定を受けた場合は、事業完了後に「実績報告書」「実績調査書」「収支算書」の提出が必要となります。

問い合わせ先
市役所文化スポーツ振興課文化振興係
☎(22)2111 (内線394)



光化学オキシダントに

注意しましょう

光化学オキシダントとは、春から夏にかけて、光化学オキシダント（光化学スモッグ）の濃度が上昇しやすくなります。

光化学オキシダントとは、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の強い紫外線を受け、光化学反応を起し、発生する物質です。

光化学オキシダント濃度が上昇すると、空に白いもやがかかったような状態（光化学スモッグ）になり、目がチカチカしたり、のどが痛むなどの症状が現れることがあります。

注意報などが発令されたら、光化学オキシダント濃度が基準値を超え、気象状況などからその状態が継続すると認められる場合には、光化学オキシダント注意報や警報が発令され、防災行政無線などを通じて情報をお伝えします。

注意報の段階では感受性の高い人が、目やのどに刺激を感じる程度で、症状も一過性のものであります。

注意報が発令された場合には次の点に注意しましょう。

- ①屋外での激しい運動を控えましょう。
- ②目、のどの痛みを感じたときは、目を洗い、うがいをしましょう。
- ③症状によっては医療機関を受診しましょう。

なお、体に異常を感じた方は、市役所環境課へ状況をお知らせください。

問い合わせ先
市役所環境課環境係
☎(22)2111 (内線247)

不法投棄 監視パトロール実施中!



平成23年7月の地上アナログ放送終了をひかえ、テレビの不法投棄が増加すると予想されます。

そこで、市では、今年度から平成23年度にかけて、市内の監視パトロールを実施しています。不法投棄は犯罪です。また、環境にも悪影響を与えます。

不法投棄を防ぐため、土地の所有者の皆さんは、土地を清潔にするなど、管理を十分行い、不法投棄されない環境を保ちましょう。

問い合わせ先
市役所環境課衛生係
☎(22)2111 (内線245)

豊田地域の家屋全棟調査を実施します

市では、平成23年3月にかけて、豊田地域の「家屋全棟調査」を実施します。

この調査は、現在家屋台帳に登録してある情報を基に、増築や未調査による課税漏れ、取り壊しなどがある家屋を調べ、既に課税されている家屋との公平を期すことを目的に行うものです。

調査の際、所有者、建物の用途、土地の利用状況などについても確認させていただく場合がありますので、ご理解

とご協力をお願いします。

調査期間 平成23年3月まで
調査対象 豊田地域の全家屋
調査地区 豊田地域全域
調査員 市の職員

※身分証を携帯し、名札を着用します。

その他
○家屋の減失が確認できたものについては、所有者へ減失届を送付します。必要事項を記入の上、市役所税務課または豊田支所地域振興課へ提出してください。翌

年度より課税されなくなります。

○課税されていない家屋を発見した場合は、市から改めてご連絡し、家屋の評価をお願いする場合があります。

○家屋を取り壊された場合や、家屋を建築したのに家屋の評価がされていない場合は、市へ速やかにご連絡ください。

問い合わせ先
市役所税務課資産係
☎(22)2111 (内線226)